

私立高校生の学費滞納割合は4年連続で1%を切り過去最低に 一方、経済的理由で中退した私立高校生は増加

…2019年9月末（半年間）の私立中高生の学費滞納と経済的理由による中退調査のまとめ…

1. 調査の目的

今回の調査は、2019年度上半期（4月～9月末）に、私立高校・中学校で学費を3ヶ月以上、また6ヶ月以上滞納している生徒数とその状況、及び同期間に経済的理由で私立高校・中学校を退学（学費未納による除籍を含む）した生徒数とその状況を可能な限り把握し、私立高校で2010年度から開始された就学支援金制度及び各自治体での減免制度の政策効果の検証と、私立に学ぶ生徒の学習権を守り、私立高校生の学費無償化に向けて必要な措置を行政に要請していくために行いました。

本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、今回が22年目の調査です。

2. 調査対象の期間

2019年4月1日から9月末段階の3ヶ月及び6ヶ月以上の学費滞納と、4月以降に経済的理由で中途退学した生徒について調査しました。

3. 調査方法

調査方法は、別紙調査用紙を本組合の各県組織を通じて加盟校（590校）を中心にして配布し、組合が学園の協力を得て調査し、調査用紙を本部にFAXし集約しました。

4. 回答状況

- ・回答があったのは30都道府県の私立高校273校（在籍生徒数232,565人）、私立中学校119校（同40,374人）です。
- ・回答のあった学校数は、全国の私立高校（全日制）1,295校の21.1%、私立中学校781校の15.2%です。回答校の在籍生徒数では全日制私立高校生1,018,991人の22.8%、私立中学校239,106人の16.9%です。

※全国の私立学校数・生徒数は文部科学省「令和元年度学校基本調査」による

5. 調査結果について

(1) 私立高校で3ヶ月以上の学費滞納生徒の割合は3年連続で1パーセントを切り過去最低になり、生徒数も最低になりました。一方、経済的理由で中退した生徒数と割合は3年ぶりに増加傾向を示しました。

- ① 9月末での3ヶ月以上の学費滞納生徒は、私立高校は回答のあった273校中204校（74.7%）に2,019人いました。3ヶ月以上の学費滞納生徒数は全調査生徒数の0.87%で、3年連続して1パーセントを切り、過去最低の割合になりました。1校平均では7.4人いることとなります。

1校で3ヶ月以上の滞納が最も多かった学校は73人で、30人以上いると回答があった高校は全国で10校（3.7%）ありました。

また、3ヶ月以上の学費滞納生徒のいない高校は69校（25.4%）ありました。

- ② 6か月以上（2019年4月以降またはそれ以前から）学費を滞納している私立高校生は、111校に631人（全

調査生徒の0.27%)おり、6ヶ月以上の学費滞納生徒数も過去最低になっています(2018年度114校746人、2017年度129校779人、2016年度128校691人、2015年度140校835人)。

最も長期間にわたる滞納は18ヶ月(昨年の4月以降)滞納の生徒が1人いました。7ヶ月(前年度3月以前の滞納)以上の滞納生徒数はこの他に7ヶ月1人、8ヶ月4人、9ヶ月3人、10ヶ月2人、12ヶ月1人、14ヶ月1人、15ヶ月2人、17ヶ月1人いました。

- ③ 4月以降9月末までに経済的理由で私立高校を中退した生徒は9都府県14校(回答のあった高校の5.1%)に20人(対象生徒数の0.01%)おり、この割合は3年ぶりに増加し、人数も増加しました。

【私立高校9月末での3ヶ月以上、6ヶ月以上の学費滞納生徒数と経済的理由による中退生徒数の推移】

| | 3か月以上 滞納生徒数 | 同割合 | 6ヶ月以上 滞納生徒数 | 同割合 | 9月末経済的 中退生徒数 | 同割合 |
|------|----------------|-------|----------------|-------|-----------------|---------|
| 2008 | 3,208 | 1.47% | 956 | 0.44% | 103 | 0.05% |
| 2009 | 4,587 | 1.70% | 1,260 | 0.47% | 149 | 0.06% |
| 2010 | 4,203 | 1.54% | 1,445 | 0.53% | 101 | 0.04% |
| 2011 | 3,747 | 1.36% | 1,132 | 0.41% | 58 | 0.02% |
| 2012 | 3,657 | 1.31% | 950 | 0.34% | 38 | 0.013% |
| 2013 | 2,691 | 1.16% | 731 | 0.31% | 34 | 0.014% |
| 2014 | 2,812 | 1.07% | 751 | 0.28% | 32 | 0.012% |
| 2015 | 2,835 | 1.09% | 835 | 0.32% | 32 | 0.012% |
| 2016 | 2,442 | 0.89% | 667 | 0.24% | 28 | 0.010% |
| 2017 | 2,614 | 0.97% | 779 | 0.29% | 17 | 0.0063% |
| 2018 | 2,189 | 0.88% | 746 | 0.30% | 14 | 0.0057% |
| 2019 | 2,019 | 0.87% | 629 | 0.27% | 20 | 0.0086% |

(2)私立中学での滞納割合は過去最低、退学者数は増加傾向

- ① 私立中学校で3ヶ月以上の学費滞納生徒数は44校(回答した学校の38.6%)に65人おり、調査した生徒に占める割合は0.16%で、生徒数、割合で過去最低となりました。
- ② 私立中学生で4月以降9月末までに経済的な理由で中退した生徒は7名おり、経済的理由での私立中学の中退生徒数は3年ぶりに増加しました。
- ③ 私立中学校での6か月以上の学費滞納生徒は21校に26名おり、2018年度26名、2017年度47名、2016年度45名に比べると減少傾向が続いています。

【私立中学校での9月末での3ヶ月以上の学費滞納者数と経済的理由による中退者数の推移】

| | 調査 校数 | 調査 生徒数 | 3か月以上滞納 | | 同割合 (%) (滞納生徒数/調査生徒数) | 9月末での 中退生徒数 | 同割合 (%) (中退生徒数/調査生徒数) |
|------|----------|-----------|---------|-----|--------------------------|----------------|--------------------------|
| | | | 学校数 | 生徒数 | | | |
| 2007 | 98 | 36,735 | 56 | 158 | 0.43 | 2 | 0.01 |
| 2008 | 121 | 47,456 | 68 | 208 | 0.44 | 11 | 0.02 |
| 2009 | 134 | 52,279 | 77 | 304 | 0.58 | 6 | 0.01 |
| 2010 | 144 | 54,822 | 71 | 196 | 0.36 | 12 | 0.02 |
| 2011 | 145 | 56,794 | 58 | 152 | 0.27 | 9 | 0.02 |
| 2012 | 151 | 63,122 | 81 | 217 | 0.34 | 5 | 0.01 |

| | | | | | | | |
|------|-----|--------|----|-----|------|---|-------|
| 2013 | 100 | 39,016 | 51 | 119 | 0.31 | 2 | 0.01 |
| 2014 | 125 | 51,015 | 59 | 108 | 0.21 | 7 | 0.01 |
| 2015 | 125 | 44,524 | 54 | 127 | 0.29 | 5 | 0.01 |
| 2016 | 138 | 52,550 | 67 | 148 | 0.28 | 8 | 0.02 |
| 2017 | 139 | 52,602 | 65 | 130 | 0.25 | 2 | 0.004 |
| 2018 | 117 | 42,932 | 45 | 98 | 0.23 | 2 | 0.005 |
| 2019 | 114 | 40,374 | 44 | 65 | 0.16 | 7 | 0.02 |

(3) 「就学支援金制度、及び事務手続きの改善点についてお聞きします」の回答

①就学支援金の拡充にあわせて、あなたの学校では施設設備費を授業料に繰入れる対応をこの間おこないましたか。記号に○を付けてください。

- ア. すでに繰入れをおこなっている 30校 (11.0%)
- イ. 来年繰入れをおこなう予定である 53校 (19.4%)
- ウ. 予定はない 92校 (33.7%)
- エ. わからない 51校 (18.7%)

②文科省から就学支援金の制度拡充が発表されていますが、これについてのあなたの思うところに○を付けて下さい (○はいくつでも結構です)。

- ア. 来年度からの制度で問題はない。 21人 (7.7%)
- イ. 910万円の所得制限をなくし全員に給付してほしい。 123人 (45.1%)
- ウ. 低所得者(590万円未満※)への加算を増やして欲しい。※文科省基準 66人 (24.2%)
- エ. 中程度の所得者(590万円～910万円※)へ加算して欲しい。※文科省基準 113人 (41.4%)
- オ. 施設設備費も対象にして学費(学納金)全体を支援の対象にして欲しい。 131人 (48.0%)
- カ. 入学金への国の補助制度を創設して欲しい。 72人 (26.4%)
- キ. その他(記入して下さい)

キ. その他(自由記述)には以下のような意見がありました。

- *現在、非課税世帯のみに給付される「奨学のための給付金」の給付対象を拡大してほしい(北海道)
- *手続きをすることが必要、手続きをすれば対象になるとわかっているにもかかわらず手続きがままならない保護者が増えているので、そうした保護者が不利にならないようにしてほしい(岩手)
- *簡素な制度にしてほしい(宮城)
- *事務手続きを簡素化してほしい(東京)
- *事務作業を簡素化してほしい(東京)
- *学校を通さず直接お願いしたい(東京)
- *就学支援金だけに資金を注入することが正しい方法だとは思えない(東京)
- *本校の場合640万円世帯から減免されるため、生徒にとって特にメリットはない(千葉)
- *実際に支援金で私立に来られるのだろうか。累進課税を強化して中底所得者を底上げするしかない(神奈川)
- *所得制限は厳しくすべきだと思う。支援金も必要だが、返済不要の奨学金などで対応するのがいいのではないか(神奈川)
- *入学してすぐに給付されるように、中3時に審査を済ませ、高校入学後にすぐに区分を知らせてほしい。また、保護者に直接給付してほしい(神奈川)
- *就学支援金制度が新しくなることに伴う実務を円滑にしてほしい。電話窓口の設置、人員の増員等(神奈川)
- *制度を拡充すること自体はいいことですが、それに割ける人員は限られています。特に、各自治体が設けている学費補助制度については申請者と自治体で直接やりとりをおこなってほしい(神奈川)
- *制度を簡素化してほしい(新潟)
- *マイナンバーの導入により、支援金区分がなかなか判別しないケースがあり、かえって煩雑になった(岐阜)
- *京都府民で大阪の高校に通う生徒(あるいはその逆)にも府レベルの支援金を保障してほしい(京都)

- *低所得層への加算を増やしてほしいが、非課税世帯については、全部を同じにすることについては若干疑問がある。特に事業収入者や無収入者。全く何も数字があがってこない家庭については、どうやって生活しているのだろうかとの疑問が残る。申請時の所得確認について検討が必要なのではないだろうか（京都）
- *大阪府授業料支援補助金の所得制限の廃止・緩和（大阪）
- *詳細な説明会が毎年遅く、対応に困る（広島）
- *複雑な基準ではなく、分かりやすく簡単にしてほしい（広島）
- *手続きを簡素化してほしい（広島）

6. 調査結果の分析

(1) 学費滞納は過去最低になったことについて

①学費滞納生徒の減少は私立高校生への国からの就学支援金と、各自治体単独の減免制度が拡充してきていることがあげられます。

文部科学省が「低所得世帯」とした標準世帯年収 590 万円（県民税と市町村民税の合算額 257,500 円）未満まで自治体単独の支援制度があるのは昨年度の 19 都府県から今年度 23 都府県になり、給付制の入学補助制度を自治体単独で実施しているのは 21 県、貸付金制度を実施しているのは 3 都道県になっています。

また、市町村独自の私立高校生への就学支援も拡充してきています。

更に低所得世帯からの生徒への学園独自の支援制度も多くの私立高校に整備されつつあり、国、自治体、学園での学びの支援ができつつあることの反映だと言えます。

②私立中学生の学費滞納も減少傾向にあります。

これは国の実証事業として 2017 年度から開始された私立小中学生への支援事業（年収 400 万円未満世帯に 10 万円の給付）の成果であると考えられます。加えて、自治体独自での私立中学生への就学支援が鳥取、高知でおこなわれており、こうした支援の反映だと考えられます。

(2) 経済的理由での中退は増加傾向をどうみるか

①私学に入学する生徒が経済的に厳しい家庭からの生徒が増えていることが考えられます。支援制度の拡充の中で高校生の中に占める私立高校生の割合は増加し続けています。

②選択肢が拡大した一方で、支援制度が私立中高生の経済的な実情にまだまだ追いついて行っていないことがあげられます。

この点で支援額の増加とともに、自治体や社会福祉協議会の緊急支援やこうしたことについての相談員の配置など、いよいよ中退を決断する際の緊急な対応の必要性があげられます。

| 年度 | 高 校 数 | | | 在 籍 者 数 | | | 私立生 徒比率 | 2019年-2009年 | | | | |
|------|-------|----|-------|---------|-----------|-------|------------|-------------|--------|----------|----------|--------|
| | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | 国立 | | 公立 | 私立 | 全高校生数 | 国公立生徒数 | 私立高校生数 |
| 2009 | 5,183 | 16 | 3,846 | 1,321 | 3,347,311 | 8,815 | 2,340,653 | 997,843 | 29.81% | | | |
| 2010 | 5,116 | 15 | 3,780 | 1,321 | 3,368,693 | 8,751 | 2,357,261 | 1,002,681 | 29.76% | -179,049 | -208,984 | 29,935 |
| 2011 | 5,060 | 15 | 3,724 | 1,321 | 3,349,255 | 8,679 | 2,337,733 | 1,002,843 | 29.94% | | | |
| 2012 | 5,022 | 15 | 3,688 | 1,319 | 3,355,609 | 8,615 | 2,328,102 | 1,018,892 | 30.36% | | | |
| 2013 | 4,981 | 15 | 3,646 | 1,320 | 3,319,640 | 8,585 | 2,287,673 | 1,023,382 | 30.83% | -296 | -296 | 1 |
| 2014 | 4,963 | 15 | 3,628 | 1,320 | 3,334,019 | 8,613 | 2,286,385 | 1,039,021 | 31.16% | | | |
| 2015 | 4,939 | 15 | 3,604 | 1,320 | 3,319,114 | 8,623 | 2,268,162 | 1,042,329 | 31.40% | | | |
| 2016 | 4,925 | 15 | 3,589 | 1,321 | 3,309,342 | 8,630 | 2,252,942 | 1,047,770 | 31.66% | | | |
| 2017 | 4,907 | 15 | 3,571 | 1,321 | 3,280,247 | 8,548 | 2,224,821 | 1,046,878 | 31.91% | | | |
| 2018 | 4,897 | 15 | 3,559 | 1,323 | 3,236,141 | 8,579 | 2,184,925 | 1,042,637 | 32.22% | | | |
| 2019 | 4,887 | 15 | 3,550 | 1,322 | 3,168,262 | 8,476 | 2,132,008 | 1,027,778 | 32.44% | | | |

(3) 私立高校生の学費滞納での自治体間格差は依然続く

滞納生数の割合で全国平均倍以上の自治体は北海道、青森、岩手、宮城、山形、山口、大分でした。

東北では回答があった 5 県すべてが全国平均を超え、うち岩手で 3%を超え、青森、宮城、山形を加え 4 県で全国平均の倍以上になっています。東北各県では就学支援金加算世帯割合が高いにもかかわらず、国の就学支援金に上乘せる県単独減免制度の支援対象がほぼ授業料に限定されていること、補助対象世帯の収入が山形、秋田を除いて 350 万円未満世帯に限定されていることなどがその理由と考えられます。

これに加え、山口と大分が今回の調査で滞納率が全国平均の 2 倍以上になっています。

【全国平均の 2 倍以上の高い滞納生徒割合を示した 7 県他の 6 年間の推移】

| | 2019年9月末 | | 2018年9月末 | | 2017年9月末 | | 2016年9月末 | | 2015年9月末 | | 2014年9月末 | |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 滞納 生徒数 | 比率 (%) |
| 全国 | 2,010 | 0.87 | 2,186 | 0.89 | 2,614 | 0.97 | 2,442 | 0.89 | 2,835 | 1.09 | 2,691 | 1.16 |
| 北海道 | 39 | 2.75 | 13 | 2.32 | 17 | 1.59 | 36 | 1.05 | 37 | 3.09 | 62 | 1.81 |
| 青森 | 176 | 2.18 | 114 | 1.67 | 214 | 2.50 | 190 | 2.52 | 186 | 2.62 | 202 | 2.85 |
| 岩手 | 105 | 3.06 | 71 | 2.32 | 84 | 2.79 | 52 | 1.53 | 78 | 2.37 | 106 | 3.85 |
| 宮城 | 72 | 1.96 | 84 | 2.12 | 78 | 2.23 | 102 | 1.86 | 110 | 2.16 | 60 | 1.21 |
| 山形 | 89 | 1.83 | 89 | 1.60 | 91 | 1.91 | 73 | 1.31 | 93 | 2.00 | 131 | 1.75 |
| 山口 | 30 | 2.28 | 16 | 0.82 | 16 | 0.73 | 13 | 0.66 | 12 | 0.56 | 19 | 0.71 |
| 大分 | 11 | 3.05 | 17 | 1.55 | 22 | 0.80 | 25 | 0.79 | 12 | 1.47 | | |
| 大阪 | 112 | 1.29 | 416 | 1.63 | 315 | 1.52 | 149 | 0.75 | 189 | 1.75 | 146 | 1.52 |
| 兵庫 | 119 | 1.59 | 85 | 1.55 | 113 | 1.98 | 195 | 2.18 | 130 | 3.30 | 127 | 1.87 |
| 福岡 | 49 | 1.62 | 39 | 1.36 | 93 | 1.92 | 130 | 1.81 | 122 | 1.75 | 114 | 1.23 |
| 熊本 | 51 | 1.53 | 60 | 1.45 | 90 | 1.54 | 33 | 1.45 | 64 | 1.52 | 13 | 2.00 |

7. 滞納・中退世帯の事例 (別紙)

8. 私たちの要求と今後の取り組みについて

【国に対して】

- (1) 2020 年度からの就学支援金制度見直しで 590 万円未満世帯に最低でも 40 万円を下回らない給付をすること。

公私立すべての中学生に配付された閣議決定の内容を反映したカラーチラシには 590 万円未満世帯に「私立高校の平均的授業料を勘案した水準」を給付するとあります。この額は 2018 年度は 399,152 円(文部科学省発表資料)となり、多くの私立高校が施設設備費の授業料への振替をおこなった 2019 年度は 40 万円を超える金額になるものと思われます。多くの私立高校と自治体がこの 40 万円を目安として「私立高校の無償化」の制度設計をおこなっており、来年度予算編成において財源不足等の理由で絶対にこの額が 40 万円を下回ることをしないようにしていただきたいということです。

- (2) 就学支援金の拡充を自治体が呑み込んで保護者に届かなくなってしまうことのないように、自治体に対して指導すること。

前回(2014 年度)の見直しの際、国の拡充に併せて私立高校生への減免事業(県単予算)の縮小と中には全廃を決めた自治体が現れました。こうした状況に対して文部科学省高校修学支援室が調査をおこない、「16 道県支援拡充せず」と記者発表し、国の予算拡充を機に県単予算を全廃・縮小し、保護者には今までの就学支援額しか届かないということについて問題視しましたが、今回についても同様の調査

をおこない、記者発表することが重要であると考えます。

(3) 入学金補助制度を創設すること

国の制度では入学金に対する補助制度がなく、現在補助制度がある 21 県は自治体単独での補助となり、3 都道県は貸付制度となっています。来年度から所得制限なしで入学金の負担を公私立同額にするために県単独事業を拡大した福井県のような自治体も現れました。こうした自治体の取り組みを下支えする国の制度の創設を望みます。

(4) 私立小中学生への就学支援実証事業への申請を再考すること。

私立小中学生への就学支援事業（年収 400 万円未満世帯に 10 万円の支援）への申請は、前年度の課税証明の提出という基準の他に、預貯金通帳の写し、貴金属、タンス預金、負債証明などプライバシーに関わる申告を義務付け、さらに 11 ページ 18 項目もの意識調査、誓約書の提出をさせると制度に 2018 年度から変わりました。

これに対して多くの保護者から批判や申請拒否の声が聞こえてきており、申請者も初年度の 2017 年度に比較すると激減しています。実証事業とはいえその年度に該当する保護者にとっては耐え難い「調査」や申請方式であり、こうした方法を直ちに改善することを求めます。

(5) 就学支援金、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化するとともに取扱手数料を増額すること。また、マイナンバーの取扱いについての必須条件化はおこなわないこと。

【自治体に対して】

- (6) 現行制度に加え、「家計急変世帯支援制度」を手厚くするなどして学費の滞納が中退につながらないような措置を自治体が講じること。制度について県民への告知とともに、学校と連絡を密に取り、そうした生徒がいた場合には学校と行政とが一体になった救済策を講じること。
- (7) 自治体独自の減免制度を国が「中所得世帯」とした 910 万円未満世帯まで拡大すること。
- (8) 現在多くの自治体で学校の減免事業に県が再補助・補填するという考え方にたっています。これを県の直接事業とするなかで、制度を県が県民に周知徹底すること。
- (9) 一度学費の納入を義務付ける還付制の学校があるなかで、納入期限を支援金や減免が入るまで猶予する学校も多いなか、就学支援金や各県減免が学校に入るまでの学生生徒納付金のつなぎ融資制度を都道府県として創設・拡充すること。
- (10) 自治体支援額の一部を学園負担にする制度がのこる 7 県は直ちにこの制度を廃止すること
「自治体負担の一部を高校側にも負担いただく」として低所得世帯への自治体支援額の一部(10%～33%)を学校負担としている自治体が 7 県（宮城県、茨城県、栃木県、香川県、佐賀県、熊本県、宮崎県）あります。この学校負担制度は低所得世帯の生徒を入学させた学校への自己責任とも受け取れる制度であり、本来の制度の趣旨とは大きくかけ離れたものです。
- (11) 私立小中学生への都道府県独自の就学支援事業を創設、拡充すること。
- (12) 就学支援金、自治体減免制度、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化すること。

【学校に対して】

- (13) 経済的に恵まれない生徒への学校としての支援制度を創設・拡充すること。
- (14) 学費滞納や家庭の状況について担任や窓口任せにしないで、こうしたことについて相談できる人員を配置すること。

以上

私立高校生・中学生の本年度上半期での学費滞納と経済的理由による中退調査(1998年～2019年9月)

| | 県数 | 学校種 | 学校数 | 生徒数 | 滞納生徒数 | 滞納比率 | 1校当滞納数 | 退学者 | 1校当中退数 | 退学比率 |
|----------|----|-----|------|----------|--------|-------|--------|------|--------|---------|
| 1998年8月末 | 26 | 高校 | 180校 | 210,548名 | 2,986名 | 1.42% | 16.5名 | 191名 | 1.06名 | 0.09% |
| 1999年8月末 | 30 | 高校 | 268 | 278,522 | 3,727 | 1.34% | 13.9 | 114 | 0.43 | 0.04% |
| | | 中学校 | 90 | 37,995 | 242 | 0.64% | 2.7 | 3 | 0.03 | 0.01% |
| 2000年9月末 | 25 | 高校 | 257 | 261,532 | 3445 | 1.32% | 13.4 | 164 | 0.64 | 0.06% |
| | | 中学校 | 98 | 40,748 | 180 | 0.44% | 1.8 | 2 | 0.02 | 0.0049% |
| 2001年9月末 | 28 | 高校 | 257 | 256,545 | 3479 | 1.36% | 13.5 | 153 | 0.60 | 0.06% |
| | | 中学校 | 96 | 38,509 | 216 | 0.56% | 2.3 | 6 | 0.06 | 0.02% |
| 2002年9月末 | 25 | 高校 | 235 | 226,850 | 3,175 | 1.40% | 13.5 | 127 | 0.54 | 0.06% |
| | | 中学校 | 93 | 38,722 | 221 | 0.57% | 2.4 | 1 | 0.01 | 0.00% |
| 2003年9月末 | 27 | 高校 | 252 | 232,855 | 3,464 | 1.49% | 13.7 | 149 | 0.59 | 0.06% |
| | | 中学校 | 93 | 36,849 | 180 | 0.49% | 1.9 | 6 | 0.06 | 0.02% |
| 2004年9月末 | 24 | 高校 | 170 | 152,516 | 2,849 | 1.87% | 16.8 | 119 | 0.70 | 0.08% |
| | | 中学校 | 69 | 24,550 | 149 | 0.61% | 2.2 | 4 | 0.06 | 0.02% |
| 2005年9月末 | 23 | 高校 | 187 | 163,932 | 2,628 | 1.60% | 14.1 | 83 | 0.44 | 0.05% |
| | | 中学校 | 73 | 28,058 | 122 | 0.43% | 1.7 | 5 | 0.07 | 0.02% |
| 2006年9月末 | 23 | 高校 | 200 | 168,666 | 2,947 | 1.75% | 14.7 | 81 | 0.41 | 0.05% |
| | | 中学校 | 78 | 28,049 | 136 | 0.48% | 1.7 | 4 | 0.05 | 0.01% |
| 2007年9月末 | 28 | 高校 | 254 | 209,469 | 3216 | 1.54% | 12.7 | 153 | 0.60 | 0.07% |
| | | 中学校 | 98 | 36,735 | 158 | 0.43% | 1.6 | 2 | 0.02 | 0.01% |
| 2008年9月末 | 28 | 高校 | 265 | 218,727 | 3,208 | 1.47% | 12.1 | 103 | 0.39 | 0.05% |
| | | 中学校 | 121 | 47,456 | 208 | 0.44% | 1.7 | 11 | 0.09 | 0.02% |
| 2009年9月末 | 32 | 高校 | 328 | 269,952 | 4,587 | 1.70% | 14.0 | 149 | 0.45 | 0.06% |
| | | 中学校 | 134 | 52,279 | 304 | 0.58% | 2.3 | 6 | 0.04 | 0.01% |
| 2010年9月末 | 33 | 高校 | 332 | 273,370 | 4,203 | 1.54% | 12.7 | 101 | 0.30 | 0.04% |
| | | 中学校 | 144 | 54,822 | 196 | 0.36% | 1.4 | 12 | 0.08 | 0.02% |
| 2011年9月末 | 33 | 高校 | 320 | 276,520 | 3,747 | 1.36% | 11.7 | 58 | 0.18 | 0.02% |
| | | 中学校 | 145 | 56,794 | 152 | 0.27% | 1.1 | 9 | 0.06 | 0.02% |
| 2012年9月末 | 32 | 高校 | 335 | 279,302 | 3,657 | 1.31% | 10.9 | 38 | 0.11 | 0.01% |
| | | 中学校 | 151 | 63,122 | 217 | 0.34% | 1.4 | 5 | 0.03 | 0.01% |
| 2013年9月末 | 33 | 高校 | 261 | 231,837 | 2,691 | 1.16% | 10.3 | 34 | 0.13 | 0.01% |
| | | 中学校 | 100 | 39,016 | 119 | 0.31% | 1.19 | 2 | 0.02 | 0.01% |
| 2014年9月末 | 30 | 高校 | 307 | 263,413 | 2,756 | 1.07% | 9.0 | 32 | 0.10 | 0.01% |
| | | 中学校 | 125 | 51,015 | 108 | 0.21% | 0.86 | 7 | 0.06 | 0.01% |
| 2015年9月末 | 33 | 高校 | 297 | 261,267 | 2,835 | 1.09% | 9.55 | 32 | 0.11 | 0.01% |
| | | 中学校 | 125 | 44,524 | 127 | 0.29% | 1.02 | 5 | 0.04 | 0.01% |
| 2016年9月末 | 34 | 高校 | 310 | 274,903 | 2,442 | 0.89% | 7.88 | 28 | 0.09 | 0.01% |
| | | 中学校 | 138 | 52,550 | 148 | 0.28% | 1.61 | 8 | 0.06 | 0.02% |
| 2017年9月末 | 34 | 高校 | 302 | 270,600 | 2,614 | 0.97% | 8.7 | 17 | 0.06 | 0.01% |
| | | 中学校 | 142 | 52,805 | 130 | 0.25% | 0.92 | 2 | 0.01 | 0.004% |
| 2018年9月末 | 32 | 高校 | 279 | 247,489 | 2,189 | 0.88% | 7.5 | 14 | 0.05 | 0.01% |
| | | 中学校 | 119 | 44,298 | 98 | 0.22% | 0.82 | 2 | 0.02 | 0.01% |
| 2019年9月末 | 30 | 高校 | 273 | 232,565 | 2,019 | 0.87% | 7.4 | 20 | 0.07 | 0.01% |
| | | 中学校 | 119 | 40,374 | 65 | 0.16% | 0.55 | 7 | 0.06 | 0.02% |

※ 9月末調査は3ヶ月以上の滞納生徒数を、3月末調査は経済的理由での中退生徒数を中心に調査しています。

※ 滞納生徒数は3ヶ月以上の学費滞納の生徒数です。

全国私立学校教職員組合(全国私教連) 調査